

令和5年第4回
島尻消防組合議会7月臨時会

会議録

令和5年7月24日(月)

| 令和5年第4回 島尻消防組合議会 7月臨時会 | | | | | 1日目 |
|---|----------------|----------|----------|-------|-----|
| 招集月日 | 令和5年7月24日(月) | | | | |
| 招集場所 | 島尻消防組合消防本部 講堂 | | | | |
| 開閉会等日 | 開会 | 午前10時00分 | 議長 | 運天 貴也 | |
| 時及び宣告 | 閉会 | 午前10時28分 | 議長 | 運天 貴也 | |
| 出席(応招)第4回 7月臨時会 | 議員番号 | 氏名 | | | |
| | 1番 | 仲間 光枝 | | | |
| | 2番 | 宮城 勝也 | | | |
| | 3番 | 森山 悟 | | | |
| | 4番 | 新垣 勝夫 | | | |
| | | | | | |
| 欠席(不応招)議員 | | | | | |
| 議事録署名議員 | | 3番 森山 悟 | 4番 新垣 勝夫 | | |
| 職務の為議場に出席した者 | | 書記 新垣 輝 | | | |
| 地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名 | 管理者 | 古謝 景春 | 第一警備課長 | 新垣 強 | |
| | 副管理者 | 新垣 安弘 | 第二警備課長 | 仲村 常司 | |
| | 消防長 | 屋比久 学 | 第三警備課長 | 平安名 勲 | |
| | 次長兼総務課長 | 島袋 清正 | | | |
| | 署長兼警防課長 | 城間 功 | | | |
| | 会計管理者 兼会計課長 | 比嘉 典夫 | | | |
| | 予防課長 | 大城 学 | | | |

令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会会期日程表

| 会期 | 月日 | 会議区分 | 会議時刻 | 日 程 |
|----|---------------|------|------|--|
| 1 | 七月二十四日 (月) | 本会議 | 11時 | 第1. 会議録署名議員の指名について 第2. 会期の決定について 第3. 諸般の報告について 第4. 管理者あいさつ 第5. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について 第6. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について 第7. 令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について 第8. 島尻消防組合火災予防条例の一部改正について |

会 期 令和5年7月24日(月) 1日間

令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会議事日程

| 日 程 | 付 議 事 件 | 件 名 | 備考 |
|-----|---------|--------------------------------|----|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 第2 | | 会期の決定について | |
| 第3 | | 諸般の報告について | |
| 第4 | | 管理者あいさつ | |
| 第5 | 議案第16号 | 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について | |
| 第6 | 議案第17号 | 島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について | |
| 第7 | 議案第18号 | 令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について | |
| 第8 | 議案第19号 | 島尻消防組合火災予防条例の一部改正について | |

令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会

午前11時00分

議長（運天貴也）

みなさん、おはようございます。これより令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行いません。島尻消防組合議会会議規則第71条により本日の会議録署名議員は3番森山悟議員、4番新垣勝夫議員を指名したいと思います。

日程第二、会期の決定の件を議題といたします。本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思いますがご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって本会議は7月24日の1日間と決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を行います。管理者より議案第16号は、「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について」、議案第17号は、「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」、議案第18号は、「令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」、議案第19号は、「島尻消防組合火災予防条例の一部改正について」が提出されております。

本日の議事日程はお手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつについてです。管理者古謝景春。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。臨時会の開催にあたりご挨拶を申し上げます。

このたび、島尻消防組合で発生した救急出場遅延について、消防関係者並びに地域住民の皆様へご心配をかけたこととお詫び申し上げます。当組合職員に対し、二度とこのようなことがないように再発防止の徹底を図り、気を引き締めて業務を遂行するよう指示しております。

さて、沖縄地方は酷暑が厳しさを増しているところですが、全国各地において6月末頃から不安定な気候により、大雨被害がもたらされております。7月上旬には線状降水帯の発生により、記録的な豪雨が九州北部地方や東北、北陸地方を襲いました。それにより河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し、家屋倒壊や人的被害等の甚大な被害をもたらしております。災害により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、今回の臨時会は4件の議案を提出しております。島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木・建築）に係る変更契約の締結について。また、それに伴う補正予算となっております。もう1件は島尻消防組合火災予防条例の一部改正であります。

新庁舎については今月末に工事が終了し、9月1日に供用開始され当組合の消防力が一層強化される運びとなります。

臨時会の開催にあたり、日程に沿ってその都度事務局より説明申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（運天貴也）

日程第五、議案第 16 号であります。「議案第 16 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

おはようございます。議案第 16 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約変更を締結することについて議会の議決を求めます。1 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約。2 契約の方法、随意契約。3 契約の金額変更前、金 6,983 万 6,800 円（内、消費税 634 万 8,800 円）変更後、金 7,104 万 4,600 円（内、消費税 645 万 8,600 円）、増額、金 120 万 7,800 円（内、消費税 10 万 9,800 円）。4 契約の相手方、住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字後原 514-2 番地、商号又は名称、有限会社協和工務店、氏名、代表取締役平仲清美。

令和 5 年 7 月 24 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして島尻消防署八重瀬出張所（土木）契約は、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を得る必要がある為でございます。主な変更契約の増額理由といたしまして、建設工事の工期延長を伴い磁気探査業務の地探査部分を土木工事に追加したことによる増でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行ないます、討論ございませんか。（「討論なし」という者あり）。

討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 16 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）変更契約の締結について」は原案とおおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」という者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。以上で議案第 16 号を終わります。

議長（運天貴也）

日程第六、議案第 17 号であります。「議案第 17 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 17 号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について、上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約を締結することについて議会の議決を求めます。1 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約。2 契約の方法、随意契約。3 契約の金額、変更前、金 3 億 4,117 万 3,800 円（内、消費税 3,101 万 5,800 円）変更後、金 3 億 5,070 万 8,600 円（内、消費税 3,188 万 2,600 円）、増額、金 953 万 4,800 円（内、消費税 86 万 6,800 円）。4 契約の相手方、住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字小城 183 番地、商号又は名称、有限会社仲座建設、株式会社川平土木、有限会社大眞建設特定建設工事共同企業体、氏名、代表取締役有限会社仲座建設代表取締役仲座哲男。

令和5年7月24日提出、島尻消防組合管理者古謝景春。

提案理由と致しまして、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を得る必要がある為でございます。主な変更契約、増額の理由と致しまして物価高騰によるインフレスライドにより設置工事及びコンクリート工事等の増でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1番（仲間光枝）

おはようございます、よろしく申し上げます。議案第17号の建築請負工事の変更についてなんですけども、先ほど全協の中でも詳しい資料を頂いているので、これを見ればおよその見当が付きますけど、物価高騰という話がありましたが、今物価のみならず人件費の高騰も相当なものがありますが、今回の変更の額の中には、その人件費のものも含まれてものと理解してよろしいでしょうか。

次長兼総務課長（島袋清正）

只今の質問にお答えします。その中に人件費の方も含まれています。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ある方はいますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行ないます。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第17号島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）変更契約の締結について」は原案とおとり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議長（運天貴也）

日程第七、議案第18号であります。「議案第18号令和5年度島尻消防組合一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。提案者屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第18号についてご説明申し上げます。「議案第18号令和5年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」、首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の議決を求めるものでございます。

令和5年7月24日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

それでは補正予算書第2号の1枚目をお開き願います。令和5年度島尻消防組合の一般会計補正予算第2号は次に定めるとことによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,074万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,818万6,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

5 ページをお願いいたします。まず初めに歳入から説明したいと思います。6 款 1 項 1 目基金繰入金、補正額 1,074 万 3,000 円の増、島尻消防署八重瀬出張所建設事業、請負変更額として財政調整基金から繰入れるものでございます。次に歳出に行きたいと思います。

6 ページをお願いいたします。3 款 1 項 3 目消防施設費、補正額 1,074 万 3,000 円の増、14 節工事請負費、島尻消防署八重瀬出張所土木工事費、追加増額分 120 万 7,800 円および建築工事費のインフレスライドによる請負代金の増額分 953 万 4,800 円でございます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（運天貴也）

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

2 番（宮城勝也）

今回の補正は、先ほどの 16 号 17 号を確認しての補正だと思うんですけど、先程の契約変更、いずれも補正が終わったあとの工期が 7 月 31 日までとなっているんですけども、工期内に補正予算をもっての工事の施工は、7 月 31 日までに終了するのということと、あと関連して 8 月 25 日に落成式のご案内が届いていますが、それに向けてのこの出張所のスケジュール、あとは稼働供用開始についての確認をお願いしたいと思います。

議長（運天貴也）

次長兼総務課長（島袋清正）

工期の方で 7 月いっぱいの方で終了予定であります。あと落成式につきましては、8 月 25 日のすでに案内を申し上げておりますけれども、その方で落成式ということで構成市町の各議員の方々、各消防長のほうですね、総勢 100 名近くを招待いたしまして落成式の予定をしております。あと運用に関しましては、9 月 1 日を予定致しまして、今の具志頭出張所の方から八重瀬出張所へ 9 月 1 日から運用開始する予定でございます。以上です。

2 番（宮城勝也）

はい、以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑はございませんか。（「進行」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行いません。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第 18 号令和 5 年度島尻消防組合一般会計補正予算（第 2 号）について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

議会（運天貴也）

日程第八、議案第 19 号であります。「議案第 19 号島尻消防組合火災予防条例の一部改正について」を議題とします。提案者から提案理由を求めます。屋比久消防長。

消防長（屋比久学）

議案第 19 号島尻消防組合火災予防条例(昭和 51 年 2 月 10 日条例第 13 号)の一部を改正する条例。島尻消防組合火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

令和 5 年 7 月 24 日提出、島尻消防組合管理者、古謝景春。

提案理由と致しまして、総務省消防庁通知(令和 5 年 2 月 21 日付け消防予第 59 号)により、島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する必要がある為でございます。主な改正の理由といたしまして 4 ページの新旧対照表をお願いいたします。火災予防条例第 11 条の 2 の急速充電設備につきましては、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、総務省消防庁において全出力が 200 キロワットを超える急速充電設備の火災危険性について検討を行ったところ、全出力が 200 キロワットを超えることによる、新たな火災危険性は確認されませんでした。これを踏まえ、従来は変電設備とみなされていた 200 キロワットを超える急速充電設備含めて全出力が、20 キロワットを超えるもの、すべてを急速充電設備として取り扱うこととするほか、所要の整備による改正でございます。

7 ページをお願い致します。火災予防条例第 23 条の喫煙等につきましては、平成 30 年 7 月に健康増進法が改正され、その受動喫煙防止の観点から多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。火災予防条例においても、火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令での重複する標識の設置が必要となる状況に対応する為の改正でございます。

2 ページをお願いします。附則と致しまして、第 1 項この条例は公布の日から施行する。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。経過措置といたしまして、第 2 項、第 11 条の 2 第 1 項の改正規定の施行の際、現に設置され又は設置の工事がされているこの条例による改正後の島尻消防組合火災予防条例(以下「新条例」という。)第 11 条の 2 第 1 項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

第 3 項、新条例第 23 条第 3 項第 2 号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 78 号)、附則第 3 条第 1 項の規定により読み替えて適用される健康増進法第 33 条第 2 項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。第 4 項、この条例の施行の際、現に設置され又は設置の工事がされている、新条例第 23 条第 2 項又は第 3 項第 2 号に規定する標識と併せて設ける。図記号のうち新条例第 23 条第 4 項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

条例整備の為の改正でございます。新旧対照表をご参照の上、ご審議のほどお願い申し上げます。議長(運天貴也)

これより質疑を許します。質疑のある方どうぞ。

1 番(仲間光枝)

議案第 19 号島尻消防組合火災予防条例の一部を改正する条例についてなんですが、今ご説明がありました急速充電設備というものが管内にどれほど設置されているのか、場所までわか

ればよろしく申し上げます。

予防課長（大城 学）

管内には急速充電設備の方は、1件も届出等は今ところないです。以上です。

1番（仲間光枝）

届出がないということは、20キロワット以下であったとしても設備ということで理解いたします。先ほど消防長からもお話がありました、高出力化のニーズの高まりだったり、200キロワットを超える急速充電設備であっても火災の危険性が非常に低いというところを判断して今回の規制緩和になったと思うのですが、今後ですね200キロを越える急速充電の設置に係る届出があった場合は、この安全性に絡んで消防庁の判断が認めた場合は、各自治体の条例に沿って、効率的な運用をお願いしますという通達がありますが、そこら辺も消防長の責任も重くなるのではないかなと思いますので、そこら辺について消防長のご見解をお伺いいたします。

消防長（屋比久学）

ただいまの質問にお答えいたします。日本政府においては、カーボンニュートラル社会の実現を目指しており、二酸化炭素を排出しないEVを重要な役割を担うとされており、日本では2035年に乗用車の新車販売で電気自動車100%を実現するという目標を掲げているところです。消防といたしましても、適切に運用をしております。以上です。

議長（運天貴也）

他に質疑ございませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

議長（運天貴也）

これより採決にはいります。「議案第19号島尻消防組合火災予防条例の一部改正について」は原案とおりの可決することに異議ありませんか。（「異議なし」の呼ぶ者あり）異議なしと認め原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

よって条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。議会を閉じます。

令和5年第4回島尻消防組合議会7月臨時会を閉会します。